

防管協会報

編集・発行
新居浜市防火管理協会

〒792-0025
新居浜市一宮町1-5-1
事務局:消防本部予防課
電話(0897)65-1342
FAX(0897)34-1189
印刷:株式会社コピー商会



令和5年11月14日(火)

みんなで楽しく! ぼうさい駅伝!
~障害走で防災学習~



新居浜市立惣開小学校グラウンド

- ・惣開小学校少年消防クラブ員(3年生)
- ・新居浜市幼少年消防クラブ運営協議会
- ・新居浜市婦人防火クラブ運営協議会
- ・新居浜市消防本部
- ・新居浜市北消防署



みんなで楽しく！ぼうさい駅伝！

～障害走で防災学習～



令和5年11月14日(火)

9:25~11:05



今年度、総務省消防庁が行う「自主防災組織等活性化推進事業」を活用し、少年消防クラブ（惣開小学校3年生）と、婦人防火クラブが協力して様々な障害エリアを乗り越える競技「みんなで楽しく！ぼうさい駅伝！」を新居浜市で初めて開催!!

こどもたちは1学期、2学期を通して防火・防災に関する学習を行い、その集大成として、小学校グラウンドトラック全体を使った障害走にチャレンジしました。

参加したこどもたちは、楽しく機材に触れながら防災学習を学んでいました。

(1) 避難準備エリア

災害が発生し避難をする場合に必要な、ヘルメットと避難袋を装着する。

POINT

災害による危険な場所を歩く際に身を守る避難所での生活に必要な物を覚える

(2) 初期消火エリア

訓練用消火器で火点となる的へ放水する。

POINT

消火器の正しい使用方法を覚える



(3) 担架搬送エリア

災害で負傷した方を担架で搬送する。

POINT

負傷者を正しく担架に乗せて固定し、正しい搬送方法を学ぶ

(4) 水のうエリア

道路が冠水して自宅等の浸水を防ぐために水のうを組み立てる。

POINT

水のうとはこういった役割をするのか、いつ設置をするのかを学ぶ

(5) パーティションエリア

避難所生活の中でプライバシーを確保するためのパーティションを組み立てる。

POINT

避難所ではどのような生活になるのか、多くの人がいる中で自分のプライバシーを守りたい場面はどのようなところにあるのかを学ぶ





令和5年 消防統計



火災概況



区分	令和4年	令和5年
出火件数(件)	36	29
損害額(千円)	67,322	48,447
死者(人)	2	1
負傷者(人)	6	6

主な出火原因

「配線器具」「電気機器」など電気関係による火災が多い傾向にあります。
 「たこ足配線はしない」「電気周りを定期的に掃除する」などを心がけましょう。

令和4年	令和5年
火入れ(3件) たばこ(2件) 電気装置(2件) 電気機器(2件)	火入れ(4件) 配線器具(3件) 電気機器(2件) たばこ(2件)

初期消火の重要性

火災を早期発見した場合の初期消火の効果は絶大です!

令和4年中:火災件数36件 ⇒ 初期消火実施26件 ⇒ 鎮圧に対し有効だった17件

消火方法:水道水(水バケツ) 粉末消火器

初期消火成功率65%

令和5年中:火災件数29件 ⇒ 初期消火実施15件 ⇒ 鎮圧に対し有効だった9件

消火方法:水道水(水バケツ) 粉末消火器

初期消火成功率60%



自分たちの事業所は自分たちで守る!
 勇気を持って初期消火活動を!!



救急搬送概況

**救急車は
限られた資源**

区分	令和4年	令和5年	増減
出動件数(件)	6,259	6,682	423
搬送人員(人)	5,837	6,240	403

救急車は、事故などによる大けがや急病などで、緊急に病院で診察が必要な人のためのものです。救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く到着できるようにするため、救急車の適時・適切な利用をお願いします。



文化財防火デー

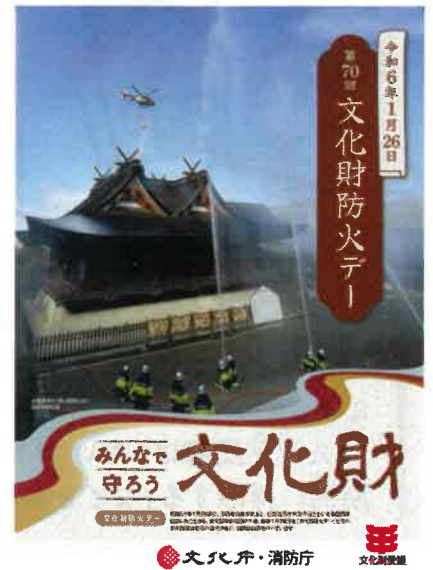


毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。

文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建築物である法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂が炎上し、壁画が焼損したことが契機となっています。

この火災は日本国民に強い衝撃を与え、火災などの災害から文化財を守ろうという世論が高まり、昭和25年に文化財保護の統括的法律として文化財保護法が制定されました。

昭和30年の第1回文化財防火デー以来、毎年1月26日を中心に、文化庁、消防庁、都道府県・市区町村教育委員会、消防署、文化財所有者、地域住民等が連携・協力して、全国で文化財防火運動を展開しています。



お知らせ

人事異動に伴い、副会長の
岩城 昌弘様（愛媛小林製薬株）
が退任され、新たに林田 拓也様が
就任されました。

今年度は1月24日（水）9時30分から新居浜市一宮町の一宮神社で火災防御訓練が行われました。訓練は一宮神社関係者、一宮自治会、金子南分団に参加していただき、初期消火訓練、貴重品の持ち出し訓練など防災体制及び消防機関との連携を強化することを目的として実施しました。

バケツリレー



春の火災予防運動 3月1日～3月7日



全国統一
防火標語



「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

期間中の主な行事予定(抜粋)

【住宅防火対策】3月1日(金)～3月7日(木)

- ・住宅防火ロビー展
(新居浜市立別子銅山記念図書館、防災センター、マルナカ新居浜本店)
- ・一般家庭の防火診断(リーフレット等の配布)
- ・住警器普及協力事業所にて住警器普及広報
- ・消防かわら版 vol.1 発行

【消防長特別査察】2月19日(月)

危険物事業所(住友化学株式会社愛媛工場
菊本・大江地区)

【林野火災予防対策】3月1日(金)～4月30日(火)

- ・特定区域の火気使用制限の実施:市長公告
- ・「みんなの消火用水」の補充整備
- ・立看板等の整備及び山林パトロールの実施等

【広報宣伝】3月1日(金)～3月7日(木)

- ・市政だより、協会報による広報



山火事防止月間

全国山火事予防運動統一標語



「忘れない 山の恵みと 火の始末」

新居浜市では、山火事を防止するため、次のとおり火気の使用を制限します。

- ・規制期間 3月1日(金)から4月30日(火)までの2ヶ月間
- ・規制区域 河北山(金子山)、郷山、長野山(市民の森)、生子山(煙突山)
- ・規制内容 無届けのたき火・草焼き、歩行中の喫煙、たばこの吸い殻・マッチのすりかすの投げ捨てなどの行為を禁止します。





住宅用火災警報器普及協力事業所のご案内

新居浜市防火管理協会では新居浜市消防本部と連携し、協会員（事業所）から住宅用火災警報器の販売や広報活動等に賛同いただける事業所を登録し、住宅用火災警報器普及協力事業所として、住宅用火災警報器の設置と維持管理等の促進に向けたご協力をいただいております。



住宅用火災警報器の普及にご協力いただいている事業所は、次のとおりです。

住宅用火災警報器普及協力事業所（一覧） 令和5年7月現在

店舗名称	住所	電話番号	販売	配達	広報
(有)矢野商会	江口町 10-17	32-4696	○	○	○
(有)鈴木防災	船木甲 4988-1	40-3339	○	○	○
イオン新居浜店	前田町 8-8	31-0600	○	○	○
DCM 新居浜店	瀬戸町甲 4101	40-1760	○		○
(株)ヤマダデンキ テックランド新居浜店	郷 1-3-16	65-4560	○		○
ケースデンキ新居浜店	東田 3丁目乙 11番 25号	66-2255	○	○	○

《注意事項》

- ・ご購入やお見積もりは、上記の事業所へ直接お問い合わせをお願いします。
- ・事業所や消費者間の仲介やトラブル等は、新居浜市防火管理協会及び新居浜市消防本部では一切関与できません。
- ・住宅用火災警報器は、家電等量販店やホームセンター等においても販売しております。

住宅用火災警報器普及協力事業所の登録は随時行っております。
消防本部予防課までご連絡下さい。

～住宅用火災警報器**無料**取付け支援事業のご案内～

消防本部では65歳以上の方を対象に**住宅用火災警報器の取付けを無料**で行っています。まずは、住宅用火災警報器をご購入いただき消防本部予防課にご連絡をいただくと**消防職員が取付けに伺います。**

連絡先：65-1342（予防課直通） 34-0119（消防代表）